

監査委員		文書閲覧押印欄				
文書類	部長	所長	係長	係員		

宗像市職員措置請求書

1. 宗像市長に対する措置請求の要旨

(1) 請求の対象行為

訴訟(平成24年(行ウ)第82号住民監査請求却下決定処分取消等請求事件)に関する弁護士費用210万円が資料1のとおり、平成25年3月21日までに宗像市の公金から支出された。当該弁護士費用は、以下に述べるとおり、違法又は不当な公金の支出である。

よって、監査委員は、市長に対し、その責のある職員に対し、支出額の返還をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

(2) 前記行為の違法・不当の理由

ア. 上記訴訟は、監査委員が適法な住民監査請求に対して、再三にわたり不適法却下を繰り返したため、請求人が提起したものである。しかしながら、上記訴訟第一回口頭弁論において、代理人弁護士より本来は受理すべき監査請求であるから監査委員を説得して受理するようにするとの陳述があり、また裁判官からも代理人弁護士からの説得を行うことを求める発言があり、それを受け平成25年1月31日に監査請求を提出したところ、監査請求が受理されたので、上記訴訟の訴えを取り下げたものである。

住民監査請求は、財務会計上の行為が行われた後に限らず、行われることが相当の確実さをもって予測される場合も含まれるのである。当初住民監査請求は、工事の着工前及び着工後に行っているのであるから、その支出が行われることは確実であった。仮に支出前に却下するのであるならば、支出後においても却下すべきであり、今回支出後に受理していることからすると、支出前に受理することは当然である。

つまり、上記訴訟が提起される理由は、監査委員の職務怠慢に基づくものであり、そのような理由で提起された訴訟に関して、公金の支出を行ってまで、応訴する理由はなく、監査委員が負担すべき弁護士費用である。

イ. 弁護士の作成した平成25年1月22日答弁書に関しても、わずかに6ページであり、見積りは訴状を見たうえで行うことから考えると、上記に述べたように、口頭弁論において、そのように述べることが予測されたのであるならば、当初より210万円もの訴訟費用が必要であるとは到底考えられず、適正な金額であるとはいえない。

(3) 監査の対象事項として上記の項目を希望し、監査結果の通知には、上記主張を割愛して要旨として記載するのではなく、全主張を要旨とすることなく掲



載し、またすべての事実証明についても掲載するように求める。

(4) 支出額の返還を求める対象者

対象となる職員の職名、氏名等

- ・市長 谷井博美
- ・監査委員 岩本 隆志
- ・監査委員 植木 隆信
- ・前監査委員 石松 和敏

2.請求人

住所 [REDACTED] 職業 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明を添え、必要な措置を請求します。

平成 25 年 9 月 2 日

宗像市監査委員 様

事実証明

- その 1 訴訟費用支出に関連する資料
- その 2 訴状
- その 3 答弁書
- その 4 期日呼出状
- その 5 宗像市職員措置請求書（平成 23 年 12 月 21 日付）
- その 6 却下通知（平成 24 年 1 月 10 日付）
- その 7 宗像市職員措置請求書（平成 24 年 1 月 20 日付）
- その 8 却下通知（平成 24 年 1 月 24 日付）
- その 9 宗像市職員措置請求書（平成 24 年 10 月 16 日付）
- その 10 却下通知（平成 24 年 10 月 26 日付）
- その 11 宗像市職員措置請求書（平成 24 年 10 月 27 日付）
- その 12 却下通知（平成 24 年 11 月 15 日付）

除斥申立書

1 申立の趣旨

岩本隆志、植木隆信監査委員を本件監査請求の監査から除斥されるよう申立をいたします。

2 申立の理由

地方自治法第199条の2「監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件または自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については監査することができない」の定めにより上記監査委員両名の除斥を求めます。

平成25年9月2日



宗像市監査委員あて